（解散の公告等）

第七十四条　信用協同組合等は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　銀行法第三十八条第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第三十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

（委託契約書の案の記載事項）

第八十一条　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　信用協同組合代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第八十六条　［略］

2　信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その行う信用協同組合代理業が一の信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用協同組合代理業再委託者が、当該信用協同組合代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用協同組合代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第九十一条　［略］

［2～4　略］

5　第二項の場合において、信用協同組合代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第八十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等）

第百条の二　特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第五条の六第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

（解散の公告）

第七十四条　信用協同組合等は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第八十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　信用協同組合代理業の内容並びに信用協同組合代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第八十六条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（預金等との誤認防止等）

第九十一条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等）

第百条の二　［同上］

一　［同上］

二　令第五条の六第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］